

別紙

## ふくしま県北定住支援（地域との関係づくり）事業実施業務委託仕様書

### 1 本仕様書の目的

本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が委託先事業者（以下「乙」という。）に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

### 2 業務名

ふくしま県北定住支援（地域との関係づくり）事業実施業務

### 3 業務の目的

県北地方に今後移住・転入を予定・検討している方や移住・転入してきた方（以下「移住者等」という。）を対象に、地域資源を活用して楽しく地域のことを学びながら仲間づくりができるワークショップ等を開催することで、ふくしまで暮らすことの魅力への気付きや愛着につながり、定住意欲を高めていくことを目的とする。

### 4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）までの期間

### 5 委託業務内容

本事業の実施にあたっては、3に掲げる業務の目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、甲と調整の上（1）から（6）までの各項目を実施する。

なお、（1）及び（2）の参加者については、参加者が固定化しないよう（（1）の複数回集まるシリーズは除く）に努力すること。

#### （1）ワークショップの企画・運営

ア 事業の対象地域は、県北管内とし、移住者等同士や地域で活動する団体等とつながるワークショップ（同じメンバーが複数回集まるシリーズ開催又は単発の開催を合わせて延べ6回程度）を企画・運営すること。

※県北：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

イ 参加者は各回8名程度とすること。ただし、内容や会場の状況等に応じて変更することも可能。

#### （2）フィールドワークの企画・運営

ア 事業の対象地域は（1）アと同様とし、魅力ある地域資源に直接触れることで、地域への愛着を深めるフィールドワークを2回程度企画・運営すること。

イ 参加者は各回8名程度とすること。ただし、内容や会場の状況等に応じて変更することも可能。

ウ フィールドワーク実施中に参加者が障害を負った場合や参加者に賠償責任が生じた場合に備え、参加者を補償するための保険に加入すること。

### (3) 地域コミュニティの見える化・橋渡し

ア 移住者等が地域づくり団体や共通の趣味等で地域の人とつながることで地域への愛着や安心感を高め、定着につながるような地域コミュニティの見える化を行うとともに、移住者等と地域コミュニティの橋渡しを行うこと。

イ 見える化の対象とした地域コミュニティを取りまとめて、県に提出すること。

### (4) 広報及び参加者の募集

ア 事業の実施にあたり、甲と協力しながらチラシ等を作成し、SNS等を活用して効果的に広報し、参加者の募集を行うこと。

イ 参加を希望する者の問合せ窓口を設置すること。

### (5) アンケートの実施

参加者に対して、参加したきっかけや参加した感想等についてアンケートを実施し、実績報告へ記載すること。

なお、アンケート内容については甲と協議の上決定するものとする。

### (6) 費用の支払い

委託事業の実施に必要な一切の経費の支払いを行うこと。

### (7) その他

上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。

また、委託料には委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 6 成果品

### (1) 実績報告書（正副本 1 部ずつ）

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・ワークショップ等の実施内容
- ・ワークショップ等の開催による成果、課題
- ・見える化した団体数、橋渡し件数等の成果、課題

### (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。

なお、これらの著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

## 7 その他の提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（別記第 1 号様式）
- イ 総括責任者通知書（別記第 2 号様式）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ 業務実施体制図（任意様式）
- オ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書（別記第3号様式）
- イ 委託業務実績報告書（別記第4号様式）
- ウ 収支決算書（任意様式）
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

## 9 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、甲との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、乙は進行状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (7) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、乙と甲が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。